

大里中学校 学校図書館保護者開放要項

南城市立大里中学校

1 目的

学校の図書館を保護者に開放し、学校施設を地域に開かれたものとするにより、生涯学習に貢献し、保護者との連携を一層深め、「学びの場を拠点とした地域コミュニティの形成」に寄与する。

2 開館日等について

- (1) 期間 令和5年5月8日から令和6年2月20日
 - (2) 開館日 月曜日・水曜日（祝日は除く）
 - (3) 開館時間 月曜日：9時30分～11時30分 14時～16時30分
 水曜日：9時30分～11時30分
 - (4) 閉館日 ・授業や学校行事等の都合により、利用不可の日（学校行事を優先する）
 - ・学校司書が出張等で不在の日（学校ホームページで知らせる）
 - ・年度末、年度初め、夏季休業中、冬季休業中、蔵書点検期間
- ＊閉館日については、学校ホームページで事前に知らせる。

3 利用等に関して

- (1) 利用者は事務室で、図書館利用の旨を伝え、次の手続きを行った上で図書館に入館する。
 - ・本人確認できる資料等の提示
 - ・来校者名簿への必要事項の記入
 - ・来校者名札の受け取り
- (2) 利用者が来校した際、事務は職員室と図書館に必ず連絡する。
- (3) 利用者は、初回来館時に図書館で『利用者カード』を作成する。
- (4) 管理職は、保護者が図書館利用のために来校している場合、必ず定期的に図書館及び校内の巡回を行う。

(5) 利用者は事務室で次の手続きを行った上で帰校する

- ・利用者名簿への必要事項の記入
- ・来校者名札の返却

(6) 職員の指示に従わず利用者が迷惑行為をした場合、図書館利用資格を取り消す。

4 貸出規定

(1) 利用者は、原則として大里中の保護者および祖父母とする。

(2) 図書の貸出期間は2週間とし、1人3冊までとする。

(3) 延滞者には、返却が完了するまで新たな貸出をしない。

- ・2週間以上延滞した場合は、返却督促を行う。

(4) 図書等を紛失した場合は、必ず司書に申し出る。原則として、本人が同一図書等を現物で弁償する。

5 貸出・返却の仕方

(1) 貸出 希望図書をカウンターに持っていき、利用カードを通し、コンピュータ処理を依頼する。

(2) 返却 貸出図書をカウンターに持っていき、コンピュータ処理を依頼する。

＊原則として、月・水の図書館開放日に返却する。

6 図書館利用の心得

(1) 返却日を厳守し、無断で図書を持ち出さない。

(2) 利用した図書等は元の場所に戻すと共に、丁寧に取り扱う。

(3) 利用した机・いす、机上等は丁寧に片付ける。

(4) 他人の迷惑になる行為をしない。

(5) 利用に際しては、必ず職員の指示に従う

7 保護者開放に関連して準備すること

(1) 図書館への案内掲示物の作成

(2) 『利用者カード』の準備、コンピュータ処理の対応